

## 相談の受付件数

令和3年10~12月の受付件数は計333件。  
(うち北海道1件、東北4件、関東102件、北陸8件、中部41件、近畿96件、中国33件、四国3件、九州45件、沖縄0件)

## 相談者の属性

相談者の属性は、全333件のうち、  
建設業者(元請)126件、建設業者(下請)39件、発注者15件、不明64件、その他89件

## 主な相談内容その1

- ある電気工事会社と資材の供給を含む工事の契約を締結する予定だが、この会社とは同工事で使用する別の資材についても既に契約を締結しており、合算すると500万を超える契約となる。この場合、建設業の許可は必要となるか。
  - ➔ 建設業の許可がなくとも請負ことができる「軽微な建設工事」は消費税込みの500万未満の工事であり、**注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負金額に加えた額になる。**  
また、**分割契約の場合は、請負代金の合計額で判断することになるので留意されたい。**
- 元請としてマンション改修工事を受注。(約800万)  
発注者との支払い条件は、前金50%・竣工50%となっており、前金の段階で竣工分(全額)も支払われた場合、下請への支払いルールをご教示いただきたい。
  - ➔ 支払いルールとしては、**発注者から支払いを受けた日から1ヶ月以内又は、一次下請負人からの引き渡し申し出日から50日以内のどちらか早いほうで支払う**となっており、今回のケースはまだ、引き渡しの申し出がなされていないので、30日ルールが適用になる。
- 当社は機械設備工事の許可を有する会社である。1次請け会社より当社に学校の人工芝の敷設(造園工事)の依頼があり、見積で1,500万円になりそうなのだが、これを請け負ったら業法違反(無許可営業)となるか。
  - ➔ 建設業法第3条では、**500万円以上の工事請負契約をする際には該当許可が必要**と定められており、依頼の工事を請け負うことは業法違反(無許可営業)となる。

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	5 1
	②建設業許可関係	4 2
	③その他建設業法関係	1 1 0
社会保険全般	④社会保険加入関係	4 1
	⑤法定福利費関係	1 6
	⑥その他社会保険関係	3
	⑦請負契約関係	4 1
	⑧その他	2 2

※各相談内容は、上記①~⑧の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

## 主な相談内容その2

- 再下請負通知、作業員名簿等、押印は不要になったのか。
  - ➡ **基本的に押印不要**。以前、「印」とあるのものが無くなったものは、不要と理解して頂いて大丈夫です。
- 水道施設工事の元請として、某メーカーの機械を設置する工事を請け負うが、機器設置は当社が行うも、設置にあたってメーカーが立会・アドバイス等をする場合、このメーカーも施工体制台帳・体系図に記載する下請負人に含まれるか。また、このメーカーが現地で配線変更をする場合、どうか。
  - ➡ 施工体制台帳の作成について、**建設工事の請負契約に該当しないものは、建設業法上は記載の必要はない**。メーカーの立会・アドバイス等は建設工事の請負にあたらなため、対象外。但し、発注者によっては記載を求めこともあり得るので、そちらで確認されたい。なお、配線変更の内容によっては電気工事等にあたるものもあることから、内容確認の上、適正な契約・施工をされたい。
- 法19条に請負契約に記載すべき内容が掲載されているが、その内の19条1項4号の記載については、当事者間で定めない場合は省略してもよいものか？
  - ➡ 標準請負契約約款の注意事項において、「工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。」と掲載されているため、**定める場合のみ記載でよい**。
- 他社が設置工事を行います。自社は、技術を教えるために作業員を派遣し指導することは、建設工事に該当するのですか？
  - ➡ 建設工事の請負契約とは、報酬を得て、建設工事の完成を目的として、締結する契約です。**技術を教えるだけでは、建設工事の請負契約にはなりません**ので、建設工事の請負には該当しません。ただし、**土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務に該当する場合、労働者派遣法に抵触する可能性があります**。
- 事務所の内装工事を発注予定で、建設会社より見積書の提出を受けたが、見積書に法定福利費が計上されている。これは、注文者が負担する費用なのか。
  - ➡ 国土交通省では、法定福利費の適切な負担に関し、建設業者に対して通知、ガイドラインにおいて見積書に費用を適切に計上するよう定めており、今回、**見積書に法定福利費が計上されているのは、通知に基づく適正な行為**になる。  
また、注文者においては、ガイドラインにおいて、**法定福利費の負担について考慮すべき**とされている。